

慶弔規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人新潟県作業療法士会運営と直接関係する慶事、弔慰等儀礼交際に関する基準を定めるものとする。

(儀礼交際の範囲)

第2条 儀礼交際費を支給できる対象は、別表に掲げる範囲内とする。

2 慶事及び別表にあてはまらないものについては、理事会の判断でその都度定める。

(支給金額の基準)

第3条 支給金額は、1件につき10,000円以内とする。

(規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附則

- 1、この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2、平成25年7月6日改定

別表(第2条関係)

支出項目	支出対象		
弔慰	一般社団法人新潟県作業療法士会	賛助会員代表者	本人
		顧問	本人
		会員	本人
	関係団体	代表者	本人